

日常生活自立支援事業と成年後見制度の適切な利用支援に向けて

日常生活自立支援事業と成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分ではない方の生活を支える仕組みとして、「日常生活自立支援事業」と「成年後見制度」があります。

2つの仕組みは、共に、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことを目指していますが、具体的には、下表のような違いがあります。

成年後見制度は、施行から19年が経過し、平成30年12月末時点の全国の利用者数は21万人を超えたが、県内の利用者数は1,700人と、全国と比較して極めて低い利用率となっています。

また、現在日常生活自立支援事業（以下、日自事業）を利用している方が判断能力を喪失してしまった場合や、今後法律行為への対応が必要となる場合などには、成年後見制度の利用支援が必要となります。が、制度の体制整備が不十分であることや利用手続のハンドルの高さなどから、なかなか支援が進まない状況となっています。

このような中、国において「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年5月に施行され、本県でも、日自事業と成年後見制度の適切な利用支援体制の構築を目指して、平成30年4月から成年後見制度地域ネットワーク構築等支援事業（ネットワーク事業）の取組が始まっています。ネットワーク事業は、岩手県社会福祉協議会が岩手県からの委託を受け、各基幹的社会福祉協議会に成年後見コーディネーターを配置し、認知症、知的障がい、精神障がい等によって判断能力が不十分な方が成年後見制度と日自事業を適切に

利用できる仕組みづくりを進めるもので、コーディネーターは、双方の利用に関する相談を受け付け、成年後見制度の利用に係るニーズを把握するとともに、市町村及び関係機関と連携して適切な対応や事業の普及啓発等を行います。

本県の日自事業の状況

本県では、認知症高齢者の増加や障がい者の地域移行等により、地域における権利擁護ニーズが増加し、日自事業の利用者と成年後見制度の対象者双方が増加傾向にあります。

岩手県社会福祉協議会が行う日自事業では、新規利用相談が増加しており、令和元年7月末現在の利用者数は970名となっています。また、本県における人口10万人当たりの利用者数は80.0名（平成30年9月末時点）で、全国で9番目に高い数値となっています。

県内では、12か所の基幹的社会福祉協議会に配置された専門員19名と生活支援員195名が支援を行っていますが、専門員1人当たりが担当する利用者の人数（実利用者数）は、令和元年7月末時点で平均51.1名となり、国の基準（35名）を大きく超えている状況です。

日常生活自立支援事業と成年後見制度の違い

制度	日常生活自立支援事業	成年後見制度
所管庁	厚生労働省(社会福祉法)	法務省(民法)
対象者	判断能力が十分ではないが、サービスを利用する意思があり、本事業の契約内容を理解できる方	判断能力が不十分な方 ・後見=常に欠けている状態の方 ・保佐=著しく不十分な方 ・補助=不十分な方
概要	日常的な生活援助の範囲内でのサポート	財産管理や身上監護に関する法律行為全般(法的なサポート)
支援の具体例	・福祉サービスの利用援助 ・日常的な金銭管理サービス ・書類等の預かりサービス	・施設への入退所契約、治療、入院契約 ・不動産の売却や遺産分割 ・消費者被害の取消し
手続き	社会福祉協議会に相談・申込後、本人と社会福祉協議会が契約	家庭裁判所へ申立、裁判官の判断で後見開始
費用	相談は無料、援助は有料(基準あり)	家庭裁判所が決定

令和元年度の日自事業の実績（令和元年7月末現在の県内の状況）

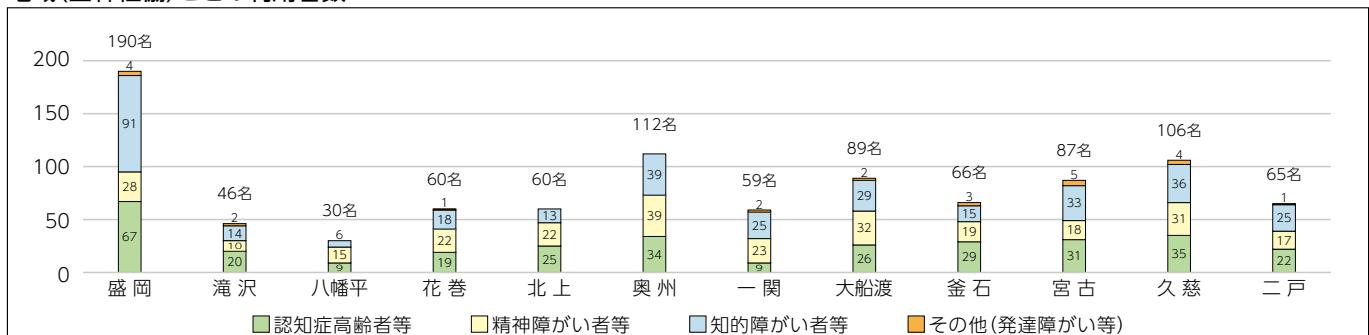
実利用者数

認知症高齢者	326名
知的障がい者	276名
精神障がい者	344名
その他	24名
合 計	970名

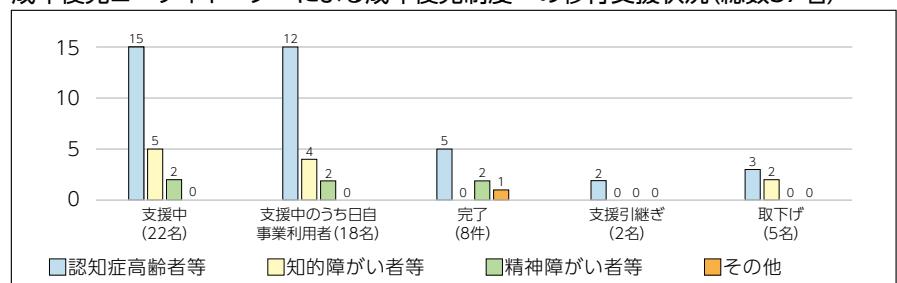
問合せ・相談件数

対象者 事 項	本事業の利用に関するもの				その 他	合 計
	認 知 症 高 齢 者	知 的 障 がい 者	精 神 障 がい 者	そ の 他		
A 問合せ件数 (制度・事業)	45件	5件	12件	23件	3件	88件
B 初回相談件数 (初回相談受付)	40件	15件	19件	3件	—	77件
C 相談援助件数 (A・B以外)	2,337件	1,770件	3,216件	185件	—	7,508件
合 計 (今年度累計)	2,422件	1,790件	3,247件	211件	3件	7,673件

地域(基幹社協)ごとの利用者数



成年後見コーディネーターによる成年後見制度への移行支援状況(総数37名)



8月21日、日自事業における専門員の役割等の再確認と、アセスメントやモニタリングの考え方等を学び、専門員等のスキルアップを図ることを目的に、盛岡市内で「令和元年度日常生活自立支援事業専門員研修会」が開催されました。

淑徳大学の山下興一郎准教授による「権利擁護制度の運用におけるアセスメント」の講義では、業務を実施する上で必要な視点として、専門員には専門性のほか市民性（市民感覚）も必要なこと、個別の問題を地域課題として捉え、どのように地域福祉を進めめるかという観点で業務に向かう姿勢が望まれること、困難ケースに対しては乗り越える視点をもち、小さなゴールを目指していくことなどの説明がありました。また、「ケース検討も専門員の仕事の一つ」とし、アセスメント（見立て）の心得として、その人が生きている世界で理解すること、その人の適切な情報を知ること、その人や家族の不安・葛藤の伴走者となることなどが話されました。

続いて、演習では、参加者の事前提出事例から4件を選んで全員でケース検討し、見立てにはその人の時系列での理解やリアルな家族像等の情報が必要となること、何が起こっていたのか、何が引き金となつたのか、その人のことが知りたいという気持ちで進めることが大切であること、個人・家族・地域それぞれをアセスメントし、一体的に支援しようという姿勢が必要なことなど、具体的な手法が説明されました。

